

平成20年7月24日

保護者各位

寒河江市立南部小学校
校長 佐藤 藤 彰

自転車点検カードの記入・提出と 交通安全指導についてのお願い

子どもたちが心待ちしている夏休みが、いよいよ始まります。1学期、子ども達はご家庭の協力のもと、大きな事故もなく、元気に過ごすことができました。明後日からの夏休みも楽しく、そして有意義に過ごしてほしいと思います。

つきましては、見出しの件について下記の通り宜しくお願ひいたします。

記

1 交通ルールの徹底

歩行の時も自転車通行の時も「しっかり止まってはっきり確認」の合い言葉を徹底して実践するよう現地練習して指導してください。

2 自転車点検カードの記入

自転車を点検して整備状況を確認し、記入をお願いします。整備不良は修理してから使用して下さい。

3 自転車乗りの約束について

事故防止のため、家庭で自転車乗りの約束を再度確認して下さい。
自転車乗りの約束を変更したところがありましたら、学校保管用のカードに赤で記入し、提出して下さい。

4 その他

学校保管用のカードを8月21日（木）に担任へ提出して下さい。

※裏面に、「自転車通行のルール」「自転車安全利用五則」を載せました。
ぜひ。親子で自転車乗りのルールを確認してみてください。

自転車の通行等に関するルールが改正されました。



平成20年6月19日
までに施行されます。

①普通自転車の歩道通行に関する規定

○歩道通行ができるのは、

- ①道路標識等で指定された場合
- ②運転者が児童、幼児等の場合
- ③車道又は交通の状況からみてやむを得ない場合

ただし、警察官や交通巡査員が、歩行者の安全を確保するために必要があると認めて指示したときは、歩道を自転車に乗って通行してはいけません。

○歩行者も

「普通自転車通行指定部分」ができるだけ避けて通行する努力義務

改正前

道路標識等により歩道通行できることとされている場合

改正後

道路標識等により歩道通行できることとされている場合

+

運転者が児童、幼児等の場合
車道又は交通の状況からみてやむを得ない場合



②乗車用ヘルメットに関する規定

児童・幼児（13歳未満の者）を保護する責任のある者は、児童・幼児を自転車に乗車させるときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。



③地域交通安全活動推進委員に関する規定

地域交通安全活動推進委員（交通ボランティア）の活動内容に、「自転車の適正な通行方法についての啓発活動」を追加。

自転車安全利用五則を守りましょう。

①車道が原則、歩道は例外

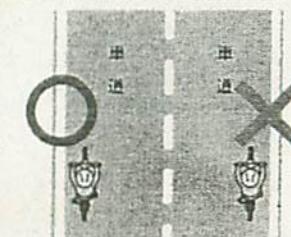
道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。したがって、歩道と車道の区別のあるところは車道通行が原則です。

【新】第13条 3カ月以下の罰金又は5万円以下の罰金



②車道は左側を通行

【新】第13条 3カ月以下の罰金又は5万円以下の罰金



歩道では、すぐに停止できる速度で、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。

【新】第13条 2万円以下の罰金又は料金



④安全ルールを守る

■飲酒運転は禁止

自転車も飲酒運転は禁止。

【新】第13条 1年以下の罰金又は10万円以下の罰金又は免職の処罰を科する場合を除き、二人乗り禁止。



■二人乗りは禁止

6歳未満の子どもを1人乗せるなどの場合を除き、二人乗り禁止。

【新】第13条 2万円以下の罰金又は料金



■並進は禁止

「並進可」標識のある場所以外では、並進禁止。

【新】2万円以下の罰金又は料金



■夜間はライトを点灯

夜間は、前照灯及び尾灯（又は反射器）をつける。

【新】5万円以下の罰金



■信号を守る

信号を必ず守る。「歩行者・自転車専用」信号機のある場合は、その信号に従う。

【新】5万円以下の罰金又は料金



■交差点での一時停止と安全確認

一時停止の標識を守り、狭い道から広い道に出るときは徐行。安全確認を忘れずに。

【新】2万円以下の罰金又は料金



⑤子どもはヘルメットを着用

児童・幼児の保護責任者は、児童・幼児に車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。



運転中の携帯電話やめましょう！拿さし運転

